2 | 出願までの流れ

2-1 入学試験全般に関する注意

⑴　本要項に記載されている日付・時間はすべて日本時間（JST）で示しています。

⑵　出願書類に不足や不備のあるもの、定められた期限を過ぎたものは受理できません。

⑶　出願後に、学部・学科・学門・履修タイプを変更することはできません。

⑷　出願した時点で本要項の記載内容に同意したものとみなされます。

⑸　出願書類および出願資格審査に関わる書類に虚偽の記載があった場合、選考中に不正行為があった場合は、理由のいかんを問わず次のとおり対応します。また、当該年度における本学のすべての入学試験の結果を無効とします。

> ①　選考中に発覚した場合
> 出願資格を取り消します。それ以降の受験はできません。入学検定料は返金しません。
>
> ②　合格後に発覚した場合
> 合格および入学資格を取り消し、入学検定料は返金しません。
> ただし、「入学に必要な費用」を支払済の場合は、入学金以外の「学費」ならびに「その他の費用」を返金します。
>
> ③　入学後に発覚した場合
> 入学資格を取り消し、入学検定料および「入学に必要な費用」は返金しません。

⑹　次ページの出願資格①～③のいずれかについて、その条件を満たす「見込み」で受験した方が、2026年3月31日までに受験資格を満たすことができない場合、入学資格を取り消します。

⑺　出願資格審査および合否についての問い合わせには、一切応じられません。

2-2 出願資格、出願期間、出願方法

■出願資格等に不明点や疑問点がある場合、必ず下記の期限までに、留学生入試事務局にメールで問い合わせてください。期日を過ぎてからの問い合わせには応じられないことがあります。

問い合わせ期限	2025年9月26日（金）
問い合わせ先アドレス	admissions@info.keio.ac.jp

※メールの件名は「2026年度留学生対象入試問い合わせ_○○」とし、○○部分には氏名を記載してください。また、本文には、問い合わせ内容に加え、氏名および志望学部を必ず記載してください。
※問い合わせは、志願者本人が行ってください。
※問い合わせの内容によっては、回答まで数日かかることがあるため、余裕をもって問い合わせてください。

出願資格

次のすべての条件を満たすこと

① 学校教育課程(※1)12年以上を修めた者、および2026年3月31日までに修める見込みの者、またはこれらに準ずる者(※2)

② 日本以外の国において(※3)、海外の学校教育制度に基づく中学校および高等学校の全期間の課程(※4)を修了した者、および2026年3月31日までに修了する見込みの者

③ ②の当該国における大学入学資格を有する者、および2026年3月31日までに有する見込みの者

（※1）「学校教育課程」とは、当該国において正規の学校教育課程に位置づけられたもので、日本における12年間の学校教育課程（小学校6年、中学校3年、高等学校3年）に相当するものを指します。

（※2）A 高等学校修了までに12年以上の教育課程を基本とする国で、成績優秀者等が「飛級」や「繰り上げ卒業」により通算教育年数が12年未満で修了した者、および2026年3月31日までに修了する見込みの者については出願を認めます。

B 国によっては高等学校修了までに12年の教育課程を必要としない場合など、**出願資格に疑問があるときは、【2025年9月26日（金）まで】に留学生入試事務局にメールで問い合わせてください。**

（※3）「日本以外の国において」とは、地理的に外国に位置することを指します。

（※4）「中学校および高等学校の全期間の課程」とは、日本の中学校および高等学校に相当する6学年すべての課程を指します。

※日本国籍を有する者でも①～③の資格要件を満たす場合は出願を認めます。国籍や在留資格による制限はありません。

※出願資格②を満たさない場合でも、日本以外の国において、海外の学校教育制度に基づく中学校の全課程を修了し、日本国内の外国系高等学校の課程を修了している（または2026年3月31日までに修了見込みの）者で、かつ日本国内の外国系高等学校の在籍期間が最終学年を含め継続2年以内である者については、文学部・経済学部・法学部・商学部・総合政策学部・環境情報学部への出願を認めます。日本国内の外国系高等学校とは、文部科学大臣の指定した外国人学校、国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI、NEASC、Cognia、COBIS）の認定を受けた外国人学校、あるいは本学の個別入学資格審査により認められた外国人学校を指します。
詳細は入学センターまで事前に問い合わせてください。

※交換留学等により日本国内の高等学校の課程に在籍した場合、その在籍年数が1年以内であれば出願を認めます。ただし、この場合、日本以外の国において、海外の学校教育制度に基づく高等学校の課程を修了している（または2026年3月31日までに修了見込みである）必要があります。

※中途退学等の理由で高等学校を卒業していない場合、日本以外の国において日本の高等学校卒業程度認定試験に相当する試験に合格した者については出願を認めます。ただし、この場合、2026年3月31日までに満18歳に達している必要があります。

※経済学部に入学後、在学中にPEARLプログラムへ変更することはできません。PEARLプログラムとは、英語で経済学を学び、4年間で学位取得ができる9月入学のプログラムです。
詳細は以下ウェブサイトを参照してください。
https://www.econ.keio.ac.jp/undergraduate/pearl

併願に関する注意事項

複数の学部を併願することが可能ですが、以下に示す併願はできません。

・総合政策学部と環境情報学部の併願
・法学部内の学科の併願
・理工学部内の学門の併願

なお、経済学部・法学部・理工学部・総合政策学部・環境情報学部の帰国生対象入学試験を受験した者は、同一年度内に同学部が行う外国人留学生対象入学試験の出願はできません。
また、法学部の国際バカロレア資格取得者（日本国内）対象入学試験を受験した者は、同一年度内に同学部が行う外国人留学生対象入学試験の出願はできません。

■受験・修学に関して配慮を必要とする場合

障害や疾病等により、本学の受験および修学に際して配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、**2025年9月26日（金）**までに必ず入学センターへ問い合わせてください。なお、やむを得ない場合を除き、**問い合わせは必ず志願者本人が行ってください。**期限までに問い合わせがなかった場合、受験の際にご希望どおりの配慮を行えない場合があります。

問い合わせ先：03-5427-1611（入学センター直通）
admissions@info.keio.ac.jp
（メールによる問い合わせの場合は、件名に「留学生：配慮措置」と記載してください。）

出願期間・出願方法

出願は、定められた期間内に、以下3つの手続すべてを行うことにより完了します。所定の期間内に 1 ～ 3 を部分的にしか行っていない場合、もしくは全く行っていない場合、出願は受け付けられません。

1

「Webエントリー」

2025年10月15日(水) 10:00～10月29日(水) 16:00

9～10ページを参照し、「慶應義塾大学　留学生対象入学試験　Webエントリーシステム」（以下、「Webエントリーシステム」）から、Webエントリーを行ってください。

2

「入学検定料の支払い」

2025年10月15日(水) 10:00～10月29日(水) 16:00

11～14ページを参照し、コンビニエンスストアまたはクレジットカードで入学検定料を支払ってください。

3

「出願書類の郵送」

2025年10月15日(水)～10月30日(木)（速達かつ簡易書留）締切日必着

14～23ページを参照し、出願に必要な書類を用意のうえ、**速達かつ簡易書留**（日本国外からの場合は、EMS等の配達記録が残る方法）で郵送してください。

※1 2 の締切は 3 と異なるため、十分に注意してください。また、1 2 を所定の期間内に終えた場合でも、3 が締切日までに届かなかった場合には出願は受け付けられません。郵送方法や郵送に必要な日数については、事前によく確認の上、1 ～ 3 を行ってください。

※いかなる理由があろうとも締切後は受理できません。締切には十分に注意し、余裕をもって出願してください。